

# 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】見直しについて（素案）

## 【本計画の見直しを行った理由】

本計画は10年の計画期間としていますが、「第1章 計画の基本的な考え方」の「4. 計画の期間」で、「中間年の平成25年度（2013年度）までには計画を見直す」としてあります。また、策定から5年を経過し、社会情勢の変化や国や県の動向、平成23年度からスタートしました「第4次佐倉市総合計画」との整合性を図るため、見直しをいたしました。

これまでの計画の進行状況や平成24年度に実施した「佐倉市男女平等参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、5つの基本目標と、12の個別課題は変更せず、基本事業の中の具体的な事業内容の確認と指標の調整をいたしました。あわせて、後期5年間の計画を着実に実行するために、重点的に取り組む事項を設定し、さらなる男女平等参画社会の推進を図ってまいります。

## 【第1章 計画の基本的な考え方】

・「1. 計画策定の趣旨」を「計画見直しの趣旨」に内容を変更	p. 1
・「2. 前計画からの主な変更点」を「重点的に取り組む事項」に内容を変更	p. 2
・「3. 計画の性格」、「4. 計画の期間」について、表現の修正等	p. 3

## 【第2章 計画の内容】

1. 事業の追加 4事業	p. 4
2. 事業及び指標等の変更、追加等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標または課題説明文の内容変更 2目標、2課題 (社会情勢の変化や市民意識調査の結果を盛り込んだ内容に変更)</li> <li>・施策名変更 2施策</li> <li>・事業の統合 6事業→3事業 (内容が細分化されているものを集約)</li> <li>・事業名変更 9事業</li> <li>・具体的な事業内容の変更 10事業</li> <li>・所管課変更 19事業 (主に、組織改正に伴う課名の変更)</li> <li>・指標項目の変更 27指標</li> <li>・指標担当課変更 3指標</li> <li>・指標の追加 21指標</li> <li>・指標の削除 2指標 (事業統合または、指標完了のため)</li> </ul>	p. 5~



# 第 1 章 計画の基本的な考え方

見直し前	見直し後
<p>1. <u>計画策定の趣旨</u></p> <p><u>少子高齢化をはじめ、情報手段の高度化、温暖化などに代表される地球規模の環境問題、さらには家族形態やライフスタイルの多様化、格差社会の広がりなど、これまでにない社会経済環境の急速な変化が、新たな課題を生み出しています。</u></p> <p><u>このような状況のもと、市民一人ひとりが心豊かに生き生きと暮らしていくためには、性別にかかわらず社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女平等参画社会の実現が、いっそう重要な課題となっています。</u></p> <p><u>佐倉市では、平成 11 年(1999 年)3 月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成 11 年度～15 年度)を策定。その後、5 年を計画期間とする「佐倉市男女平等参画基本計画【第 2 期】」(平成 16 年度～20 年度)において、男女平等参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。しかし、平成 20 年度で計画期間が満了することから、次期プランの策定が必要となりました。</u></p> <p><u>そこで、急速な社会経済環境の変化等による新たな課題にも対応しながら、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」(平成 21 年度～30 年度)を策定します。</u></p>	<p>1. <u>計画見直しの趣旨</u></p> <p><u>佐倉市では、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年度(2009 年度)に「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」を策定しました。</u></p> <p><u>その結果、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、平成 24 年 9 月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」や、県が平成 21 年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の結果を見ると、今なお固定的な役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、パートナーに対する暴力が未だあることも、意識調査の結果から伺えます。</u></p> <p><u>また、国においては平成 22 年 12 月に「第 3 次男女共同参画基本計画」、県では平成 23 年度に「第 3 次千葉県男女共同参画計画」が策定され、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や、地域活動における男女共同参画の促進などの課題への取り組みが必要であるとしています。</u></p> <p><u>このたび、計画期間の前期 5 年が経過したことに伴い、現状の課題に加え、国や県の計画改訂の内容や、市民意識調査の結果を踏まえ、本計画の現状と課題を検証し、基本事業及び具体的な事業の見直しを行いました。引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。</u></p>

見直し前	見直し後
<p data-bbox="167 255 580 293">2. <u>前計画からの主な変更点</u></p> <p data-bbox="167 497 791 580">(1) <u>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</u>  <u>ワーク・ライフ・バランスの推進は、現在、国も積極的に取り組んでいるものであり、働き過ぎの解消や家庭参画できる環境づくりに密接関係しており、これを推進することにより、男女平等参画社会づくり、更には子育て支援にもつながることが期待できるため、基本目標の一つに位置づけました。</u></p> <p data-bbox="185 925 687 963">(2) <u>性別に配慮した新たな視点の導入</u>  <u>近年の災害時の教訓から、女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進を施策の方向に位置づけました。</u>  <u>また、性差や年代の違いによるきめ細かな医療体制や健康の保持増進は、男女ともに心身の健康を維持する上で欠かせないことから、性差に配慮した医療・保健の促進やライフステージに応じた健康づくりの促進についても施策の方向に位置づけ、具体的な取り組みとして盛り込みました。</u></p> <p data-bbox="185 1451 716 1489">(3) <u>DV防止基本計画としての位置づけ</u>  <u>平成20年1月に施行された、いわゆるDV防止法の改正により、市町村にDV防止基本計画の努力義務となったことから、男女平等参画基本計画【第3期】をDV防止基本計画としても位置付け、DV対策の整理、充実を図りました。</u></p> <p data-bbox="185 1787 628 1825">(4) <u>基本事業における指標の設定</u>  <u>各担当課が実際に取り組む基本事業について、可能な限り指標を設定しました。これは、第2期計画の進行管理をしていくうえで、これまで課題となっていたものです。このことで、今後の計画の進行管理をする際に参考となるものと思われます。</u></p>	<p data-bbox="828 255 1208 293">2. <u>重点的に取り組む事項</u>  <u>男女平等参画社会の実現に向け、佐倉市が特に重点的に取り組む事項は次のとおりです。</u></p> <p data-bbox="844 497 1347 535">(1) <u>固定的な性別役割分担意識の解消</u>  <u>固定的な性別役割分担意識が依然として強いことから、この意識の解消に向け、継続した啓発・広報活動を行います。</u></p> <p data-bbox="828 925 1461 1008">(2) <u>ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</u>  <u>ワーク・ライフ・バランスの推進は、現在、国、県でも積極的に取り組んでいるものであり、本基本計画でも、基本目標の一つに位置づけています。</u>  <u>家庭・職場・地域などにおいて、調和のとれた生活が送れるよう、家庭生活と他の活動の両立支援や、安心して働き続けることができる環境づくりを進めます。</u></p> <p data-bbox="844 1451 1257 1489">(3) <u>女性の積極的な参画の推進</u>  <u>地域社会や職場の活性化のため、政策・方針決定の場や地域社会の様々な分野へ女性の参画を推進します。</u></p>

見直し前	見直し後
<p><b>3. 計画の性格</b></p> <p>(3) この計画は、国の「<u>男女共同参画基本計画(第2次)</u>」、「<u>千葉県男女共同参画計画(第2次)</u>」及び、平成13年度からスタートした「<u>第3次佐倉市総合計画</u>」との整合性に配慮したものです。また、<u>今後は次期佐倉市総合計画(平成23年度から)とも整合性を図っていきます。</u></p> <p><b>4. 計画の期間</b></p> <p>この計画は、平成21年度(2009年度)を初年度とし、平成30年度(2018年度)までの10年間とします。<u>なお、次期佐倉市総合計画及び今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等も踏まえ、中間年の平成25年度(2013年度)までには計画を見直すとともに、そのほかにも必要に応じた見直しを行うものとしします。</u></p>	<p><b>3. 計画の性格</b></p> <p>(3) この計画は、国の「<u>第3次男女共同参画基本計画</u>」、県の「<u>第3次千葉県男女共同参画計画</u>」及び、平成23年度からスタートした「<u>第4次佐倉市総合計画</u>」との整合性に配慮したものです。</p> <p><b>4. 計画の期間</b></p> <p>この計画は、平成21年度(2009年度)を初年度とし、平成30年度(2018年度)までの10年間の計画です。</p> <p><u>計画に掲げる施策の基本事業及び具体的事業について、前期5年間が経過しましたので、国や県の動向、社会情勢の変化や本計画の進行状況を踏まえ、後期5年間(平成26年度から平成30年度)を見直したものです。</u></p> <p><u>なお、今後の社会情勢の変化や、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。</u></p>

## 第2章 計画の内容

### 1.【事業の追加】 4事業

#### 基本目標Ⅰ 人権の尊重

[課題A 人権侵害のない社会づくり]	
施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進	
事業No.12 所管課：防災防犯課 〈女性の自主防災組織への参画の推進〉 広域災害が発生した際の、自主的な防災活動を行う組織に、女性の参画を推進します。	
施策の方向⑤ 国際理解・文化交流の促進	
事業No.15 所管課：指導課 〈学校における国際理解教育の推進〉 市立小中学校に英語指導員（A L T）を派遣し、様々な国の文化にふれる機会を促進します。 <b>【指標】</b> A L Tによる英語・外国活動授業の実施 [全小中学校での実施／指導課]	
[課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶]	
施策の方向① ドメスティック・バイオレンス（DV）防止へ取り組み強化	
事業No.17 所管課：自治人権推進課、児童青少年課 〈デートDVの防止に関する啓発の実施〉 若年層向けに、デートDVに関する正しい理解を促進するための啓発活動を実施します。	
施策の方向② DVに関する相談・支援体制の充実	
事業No.28 所管課：市民課 〈DV、ストーカー行為や虐待等の被害者保護のための住民基本台帳の閲覧等の制限〉 被害者と被害者の同一世帯員を、加害者の暴力から保護するため、被害者等からの申し出により、住民基本台帳の閲覧等の制限をします。	

## 2.【事業及び指標等の変更、追加等】

### 基本目標Ⅰ 人権の尊重

[課題A 人権侵害のない社会づくり]

	見直し前	見直し後
事業No.1 <人権尊重についての広報・啓発>		
①指標項目の変更		
①	講演会の開催回数	講演会の開催
事業No.4 <人権尊重の視点に立った広報活動>		
①指標項目の変更（2指標、担当：広報課）		
①	広報紙掲載回数	広報紙に関連記事を掲載
	広報番組放送回数	人権尊重の視点にたった広報番組の放送
施策の方向③ 【ハラスメント行為の防止】		
①施策名変更		
①	【施策の方向③ <u>セクシュアル・ハラスメント</u> の防止】	【施策の方向③ <u>ハラスメント行為</u> の防止】
事業No.5 <ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施>		
①事業名変更、②指標の追加		
①	< <u>セクシュアル・ハラスメント</u> に関する調査・研究の実施>	< <u>ハラスメント行為</u> 等に関する調査・研究の実施>
②		職場環境調査を活用したセクハラに関する実態調査及び意識啓発／全職員に年1回／総務課
事業No.6 <ハラスメント行為等の相談窓口の充実>		
①事業名変更		
①	< <u>セクシュアル・ハラスメント</u> 等の相談窓口の充実>	< <u>ハラスメント行為</u> 等の相談窓口の充実>
事業No.7 <市職員の行動規範の徹底と研修の実施>		
①指標項目の変更		
①	新規採用職員等未受講者に対する研修会の開催	新規採用職員等、未受講者に対する研修の実施
事業No.8 <暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進>		
①所管課変更、②指標担当課変更、③指標の追加		
①	自治人権推進課	防災防犯課、学務課
②	防犯資器材の新規貸し出し団体／自治人権推進課	防犯資器材の新規貸し出し団体／ <u>防災防犯課</u>
	ホームページ等の情報の更新／自治人権推進課	ホームページ等の情報の更新／ <u>防災防犯課</u>
③		緊急安全情報の提供／（随時）／学務課

	見直し前	見直し後
事業No.9 <暴力を誘因する住環境の改善・整備> ①所管課変更、②指標項目の変更及び担当課変更		
①	道路管理課	道路維持課
②	佐倉市街灯補助金交付申請／道路管理課	佐倉市街灯補助金交付／道路維持課
事業No.10 <女性に対する暴力を誘因する環境の改善> ①指標項目の変更		
①	違反広告物除去回数	違反広告物除去
事業No.11 <女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり> ①具体的な事業内容の変更、②所管課変更		
①	佐倉市地域防災計画に女性の視点が盛り込まれているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。 また適宜、市民への防災意識の啓発を行います。	佐倉市地域防災計画に女性の視点が盛り込まれているかを点検するとともに、計画策定段階での女性の参画を更に推進します。
②	交通防災課	自治人権推進課、防災防犯課



[課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶]

	見直し前	見直し後
課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶		
①説明文変更		
①	DV(配偶者やパートナー等からの暴力)は、児童虐待などと同様に、その被害が表面に出にくいことから、その深刻さが社会的に十分理解されていません。しかし、そうした行為は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる、決して許されない行為です。また、DVは当事者だけの個別な問題ではなく、男女平等参画を著しく阻害する社会問題としてとらえ、暴力等の発生を防止し、根絶するための意識啓発や相談体制など被害者支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。	DV(配偶者やパートナー等からの暴力)は、児童虐待などと同様に、その被害が表面に出にくいことから、その深刻さが社会的に十分理解されていません。しかし、そうした行為は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる、決して許されない行為です。また、近年では、若者を中心としたいわゆる「デートDV」が新たな社会問題となっており、将来の配偶者間でのDVにつながる危険性も指摘されています。DVは当事者だけの個別な問題ではなく、男女平等参画を著しく阻害する社会問題としてとらえ、暴力等の発生を防止し、根絶するための意識啓発や相談体制など被害者支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。
事業No.24 <緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援>		
①事業名変更		
①	<緊急保護等を求めるDV被害者の支援>	<緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援>
事業No.25 <配偶者暴力相談支援センターに関する研究>		
①事業名変更		
①	<配偶者暴力相談支援センターに関する検討>	<配偶者暴力相談支援センターに関する研究>
事業No.29 <DV 関係機関との情報共有及び連携の強化>		
①具体的な事業内容の変更		
①	家庭内等における暴力対策庁内連絡会議及び家庭等における暴力対策ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携強化を図ります。	家庭内等における暴力対策庁内連絡会議及び家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

	見直し前	見直し後
事業No.30 <被害者の早期発見に向けた機関の連携>		
①事業名及び具体的な事業内容の変更、②所管課変更、③指標の追加		
①	<p>&lt;早期発見に向けた機関の連携&gt;</p> <p>母子保健をはじめとする各種保健事業、要介護認定及び障害程度区分認定調査において、<u>DV被害者</u>を早期に発見し、相談機関につなげていきます。</p>	<p>&lt;<u>被害者の早期発見</u>に向けた機関の連携&gt;</p> <p>母子保健をはじめとする各種保健事業、要介護認定及び障害程度区分認定調査において、<u>家庭内等暴力被害者</u>を早期に発見し、相談機関につなげていきます。</p>
②	健康増進課、 <u>介護保険課</u> 、 <u>障害福祉課</u>	<u>高齢者福祉課</u> 、 <u>障害福祉課</u> 、 <u>健康増進課</u>
③		各種保健事業未受診者へ受診勧奨の強化による受診率の向上／全戸訪問事業90%以上（対象：生後4か月まで）、1歳6か月児健診93%、3歳児健診90%／健康増進課

[課題C 男女平等の意識づくり]

	見直し前	見直し後
課題C 男女平等の意識づくり		
①説明文変更		
①	<p>「男女共同参画社会基本法」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」が改正され、男女平等参画に向けた社会的な条件整備は進んできています。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行なども、時代の流れとともに少しずつ改善されてきているとはいえ、依然として根深く残っているのも事実であり、このことが、わたしたち一人ひとりの生き方に影響を及ぼし、各自の持っている個性や能力を十分に発揮する機会の妨げにもなっています。そこで、広報をはじめとした様々なメディアを利用した情報の提供や、講座や講演会の開催といった学習機会を通してジェンダーに敏感な視点を持てるよう、男女平等参画に向けた意識改革を行っていく必要があります。</p>	<p>「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年9月実施)の結果によると、「学校教育の場」で男女の地位は、「平等」が60.3%であるのに対し、「社会通念・習慣・しきたりなど」では、女性の79.0%、男性の70.7%が「男性優遇」と回答しています。この結果から、男女の生き方や、行動、考え方について固定的な観念が依然として存在しており、それが男女の平等感を妨げているとも考えられます。このようなことから、固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払しょくするため、様々な機会を捉えて、男女平等参画の必要性を認識してもらうよう、継続して意識啓発に取り組む必要があります。</p>
事業No.31 <男女平等参画を推進するための事業の研究、及び講座、講演会等の実施>		
①事業の統合及び事業名変更、②指標項目の変更(担当:社会教育課)		
①	<p>策定時事業No.27 &lt;男女平等参画に関する講座、講演会等の実施&gt; 男女平等参画社会の形成に向け、男女の自立や意識を高めることを目的とした講座、講演会等を開催します。(所管課:自治人権推進課、社会教育課、公民館)</p> <p>策定時事業No.28 &lt;男女平等参画を推進するための公民館講座における講座、家庭教育事業の研究&gt; 男女平等参画を推進するために、より多くの人に関心を持ってもらえるようなプログラムの研究を進めます。(所管課:社会教育課、公民館)</p>	<p>事業No.31 &lt;男女平等参画を推進するための事業の研究、及び講座、講演会等の実施&gt; 男女平等参画社会の形成に向け、より多くの人に関心を持ってもらえる事業の研究を進め、男女の自立や意識を高めることを目的とした講座、講演会等を開催します。(所管課:自治人権推進課、社会教育課、公民館)</p>
②	講座・講演会の開催回数	講座・講演会の開催

	見直し前	見直し後
事業No.34 <若い世代に向けた講座等の実施>		
①事業名及び具体的な事業内容の変更		
①	<p>&lt;若い世代の女性・男性向け講座等の実施&gt;</p> <p>若い世代に向けた学習機会を提供し、男女平等参画に対する関心を深めるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーに関する講座の開催</li> <li>・エイズ・性感染症に対する正しい知識の提供</li> <li>・成人式等を利用した男女平等参画に関する資料等の配布</li> </ul>	<p>&lt;若い世代に向けた講座等の実施&gt;</p> <p>若い世代に向けた学習機会を提供し、男女平等参画に対する関心を深めるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダーに関する講座の開催</li> <li>・成人式等、若い世代が集まる機会や青少年施設を活用した男女平等参画に関する資料等の配布</li> <li>・エイズ・性感染症に対する正しい知識の提供</li> </ul>
事業No.36 <ケーブルテレビを利用した情報の提供>		
①指標項目の変更		
①	広報番組放送回数	男女平等参画を題材とした広報番組の放送
事業No.37 <広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実>		
①指標項目の変更（2指標）		
①	広報紙の発行（広報課）	男女平等参画社会づくりに関する情報の掲載（広報課）
	広報紙への関連情報の掲載回数（自治人権推進課）	広報紙への関連情報の掲載（自治人権推進課）
事業No.38 <男女平等参画に関する図書及び資料の収集と提供>		
①指標の追加		
①		男女平等参画推進センター内掲示の更新／年4回以上／自治人権推進課
事業No.40 <市内図書館等との連携>		
①具体的な事業の内容の変更		
①	市内図書館や公民館及び男女平等参画推進センター（ミウズ）等がオンラインで連携し、情報活用の充実を図ります。	市内図書館や公民館及び男女平等参画推進センター（ミウズ）等が図書館システムで連携し、情報活用の充実を図ります。
事業No.42 <男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供>		
①所管課変更、②指標の追加		
①	子育て支援課、健康増進課、介護保険課	高齢者福祉課、子育て支援課、健康増進課
②		子育て講座の土日開催／年1回以上／子育て支援課

[課題D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進]

	見直し前	見直し後
事業No.49 <教職員等への男女平等に関する研修機会の充実> ①指標の追加		
①		人権教育に関する研修会の実施／年1回／指導課
事業No.50 <校務分掌等における男女平等意識の推進> ①指標の追加		
①		校長会議等での啓発／（随時）／学務課
事業No.51 <学童保育等の指導員への男女平等参画意識の推進> ①具体的な事業内容の変更、②指標項目の変更		
①	学童保育所や放課後児童ルーム等における指導員への男女平等参画に関する意識啓発を推進します。	学童保育所における指導員への男女平等参画に関する意識啓発を推進します。
②	児童インストラクター向け講習時に男女平等参画の研修時間をとること／年1回	男女平等を踏まえた研修の実施／年1回以上
事業No.52 <生涯学習活動の推進> ①指標の追加		
①		生涯学習情報誌の発行／年4回／社会教育課

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

[課題E 職場における男女平等参画]

	見直し前	見直し後
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進		
①説明文変更		
①	しかしながら、依然として男性は仕事中心となり、家事や育児、介護等はその多くを女性が担っています。	しかしながら、依然として男性は仕事中心の生活であり、家事や育児、介護等はその多くを女性が担っています。
事業No.54 <商工会議所との連携、協力>		
①所管課変更		
①	商工観光課	産業振興課
事業No.55 <パートタイム労働者等への関係法規等の情報提供>		
①所管課変更		
①	商工観光課	産業振興課
施策の方向② 【ワーク・ライフ・バランス意識の浸透】		
①施策名変更		
①	【施策の方向② 「仕事と生活の調和」意識の浸透】	【施策の方向② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透】
事業No.56 <事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発>		
①所管課変更		
①	商工観光課	産業振興課
事業No.57 <市職員へワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発>		
①指標追加（2指標）		
①		市職員に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発／年1回以上／総務課 男性職員に対しての、育児・介護休業制度の取得に関する啓発／年1回以上／総務課
事業No.58 <女性の職業能力開発の支援>		
①所管課変更、②指標の追加		
①	商工観光課	産業振興課
②		女性を対象とした就労支援セミナーの開催／年1回以上／産業振興課
事業No.59 <就業相談事業の支援>		
①所管課変更		
①	商工観光課	産業振興課
事業No.60 <関係機関と連携した再就職支援>		
①所管課変更		
①	商工観光課	産業振興課

	見直し前	見直し後
事業No.61 <地域職業相談室の利用促進>		
①所管課変更		
①	商工観光課	産業振興課
事業No.62 <創業に対する支援>		
①所管課変更、②指標の追加		
①	商工観光課	産業振興課
②		女性・若者創業者支援資金の利用促進／融資 申込 年1件以上／産業振興課
事業No.63 <自営業者への男女平等参画>		
①具体的な事業内容の変更		
①	商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女平等参画社会づくりへの理解と協力を求めます。 <u>(再掲)</u>	商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女平等参画社会づくりへの理解と協力を求めます。 <u>【事業No.54の具体的な事業内容を再掲】</u>
事業No.64 <農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催>		
①事業名及び具体的な事業内容の変更、②指標項目の変更（2指標）		
①	<農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための <u>講座等の開催</u> > 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、積極的な情報提供を進めながら <u>講座等</u> を開催します。 ・農業に従事する女性の能力開発研修会等の実施 ・女性の果たしている役割を適正に評価し、女性の社会的基盤を確立するために、 <u>家族経営協定の普及や農業者年金への女性の加入促進を図る講座、訪問説明等の実施</u>	<農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための <u>研修会等の開催</u> > 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、積極的な情報提供を進めながら <u>研修会等</u> を開催します。 ・農業に従事する女性の能力開発研修会等の実施 ・女性の果たしている役割を適正に評価し、女性の社会的基盤を確立するために、 <u>訪問説明等を実施し、家族経営協定の普及を図る</u>
②	女性グループ主催による <u>講座</u> または訪問説明の実施（農政課） 訪問説明の実施（農業委員会）	女性グループ主催による <u>研修会</u> または訪問説明の実施（農政課） 家族経営協定に関する訪問説明の実施（農業委員会）
事業No.65 <女性農業従事者のネットワークづくりの推進>		
①指標項目の変更		
①	女性グループ	女性グループの <u>結成</u>
事業No.68 <農業者年金の加入促進>		
①具体的な事業内容の変更		
①	家族経営協定及び農業者年金の加入促進に努めます。	家族経営協定の <u>普及</u> 及び農業者年金の加入促進に努めます。



[課題F 家庭における男女平等参画]

	見直し前	見直し後
事業No.70 <農業指導者層に対する男女平等意識を形成する講座等の開催> ①指標項目の変更(担当: 農業委員会)		
①	講演会の開催	講演会等への参加
事業No.72 <家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供> ①事業の統合及び具体的な事業内容の変更		
①	<p>策定時事業No.69                      &lt;家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供&gt;                      男女が共に助け合い、<u>家庭を担う平等参画意識の向上を目指した学習機会の提供</u>を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの男女平等参画意識と自立性を育むため、成人を対象とした学習機会の提供</li> <li>家事全般に関する実践的な学習機会の提供(所管課: 自治人権推進課)</li> </ul>	<p>事業No.72                      &lt;家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供&gt;                      男女が共に助け合い、<u>また、一人ひとりがワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)がとれた社会づくりへの意識向上を図るため、学習機会や情報の提供</u>を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの男女平等参画意識と自立性を育むため、成人を対象とした学習機会の提供</li> <li>家事全般に関する実践的な学習機会の提供(所管課: 自治人権推進課)</li> </ul>
	<p>策定時事業No.70                      &lt;家庭におけるワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発&gt;                      広く市民に<u>ワーク・ライフ・バランス意識を普及・啓発していくための、情報や学習機会を提供</u>します。(所管課: 自治人権推進課)</p>	
事業No.76 <ファミリー・サポートセンターの利用促進> ①事業名及び具体的な事業内容の変更、②指標項目の変更		
①	<p>&lt;ファミリー・サポートセンターの開設&gt;                      事業委託等によりファミリー・サポートセンターを開設し、子育てを支援する多様な保育サービスを提供するとともに、併せて市民公益団体の情報提供を図ります。</p>	<p>&lt;ファミリー・サポートセンターの利用促進&gt;                      ファミリー・サポートセンターにおいて、子育てを支援する多様な保育サービスを提供するとともに、<u>利用促進に努めます。</u></p>
②	ファミリー・サポートセンターの開設/平成22年度以降	依頼会員数の増加/年間50人以上
事業No.78 <保育施設等の整備、拡充> ①指標項目の変更、③指標の追加		
①	市有地を活用した民間保育園の誘致/平成21年度実施予定	民間による認可保育園の整備促進/平成26年度以降
②		グループ型小規模保育施設の開設/平成26年度以降/子育て支援課



	見直し前	見直し後
事業No.79 <学童保育事業の充実>		
①指標項目の変更		
①	<u>学童保育所未整備校への学童保育所の設置</u>	<u>学童保育所の過密状態の解消、小学6年生までの受け入れ拡大のための整備促進</u>
事業No.80 <病児・病後児保育の検討>		
①指標項目の変更		
①	<u>病児・病後児保育の開始</u>	<u>病後児保育事業の普及促進、病児保育の検討</u>
事業No.82 <仕事と介護の両立を支援する情報及び研修機会の提供>		
①所管課変更		
①	<u>介護保険課</u>	<u>高齢者福祉課</u>

基本目標Ⅲ あらゆる場への男女平等参画の推進

[課題G 意思決定過程における男女平等参画]

	見直し前	見直し後
事業No.87 <男女平等を基本とした学校運営の推進>		
①指標の追加		
①		校長会議等での啓発 / (随時) / 学務課
事業No.92 <農業における女性リーダーの育成>		
①指標項目の変更(担当: 農業委員会)		
①	講演会の開催	研修会等への参加

[課題H 地域活動への男女平等参画]

	見直し前	見直し後
事業No.102 <市民公益活動団体への活動支援>		
①指標項目の変更、②指標の追加		
①	広報紙サポートセンターだよりの発行 / 年3回	広報紙サポートセンターだよりの発行 / 年4回
②		登録団体の交流会の実施 / 年2回 / 自治人権推進課
事業No.104 <男女平等参画に関する市民団体等と連携した男女平等参画の推進>		
①指標の追加		
①		登録団体との情報交換、協働事業の開催 / 年1回以上 / 自治人権推進課

基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり

[課題Ⅰ 生涯にわたる心と体の健康づくり]

	見直し前	見直し後
事業No.110 <生涯にわたる健康づくり支援>		
①指標の追加		
①		講座・教室等の開催／年2回以上／健康増進課

[課題Ⅱ 安全・安心な社会環境の整備]

	見直し前	見直し後
事業No.114 <妊産婦への理解と協力>		
①指標の追加		
①		市内中高生対象の講座の実施／年間5校以上／社会教育課
事業No.118 <公共施設における乳幼児同伴の保護者に配慮した施設整備の推進>		
①所管課変更		
①	管財課	資産管理経営室
事業No.119 <自立支援と社会参加の促進>		
①指標の削除、②指標の追加		
①	策定時事業No.117 駅のバリアフリー化の推進／JR佐倉駅、京成臼井駅／社会福祉課	(平成23年度までに、佐倉市内全駅をバリアフリー化し、指標が達成されたため)
②		障害について学ぶ講座等の開催／年2回以上／障害福祉課
事業No.123 <高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援>		
①所管課変更		
①	公民館、高齢者福祉課、健康増進課	高齢者福祉課、公民館
事業No.124 <介護保険サービス事業者等の体制の充実>		
①所管課変更、②指標項目の変更		
①	高齢者福祉課、介護保険課	高齢者福祉課
②	学習会の開催／年1回	学習会の開催／年1回以上
事業No.125 <介護支援専門員等の育成>		
①所管課変更、②指標項目の変更		
①	高齢者福祉課、介護保険課	高齢者福祉課
②	学習会の開催／年2回	学習会の開催／年2回以上

基本目標V 推進体制の整備

[課題K 庁内推進体制の構築]

	見直し前	見直し後
基本目標V 推進体制の整備		
①説明文変更		
①	佐倉市では、平成15年4月に、「佐倉市男女平等参画推進条例」を施行し、この条例の基本理念に基づき、平成16年3月には「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】」を策定し、総合的・計画的に様々な施策を推進してきました。 今後は、新たな「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」のもと、市民や事業所などが協働して、これまで以上に男女平等参画社会の形成に取り組んでいく必要があります。	佐倉市では、平成15年4月に、「佐倉市男女平等参画推進条例」を施行し、この条例の基本理念に基づき、平成16年3月には「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】」を、平成21年度に「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」を策定し、総合的・計画的に様々な施策を推進してきました。 今後も、この計画を推進していくためには、市民や事業所などが協働して、これまで以上に男女平等参画社会の形成に取り組んでいく必要があります。
事業No.128 <市職員への研修機会の提供>		
①指標の追加		
①		新規採用職員への研修／年1回／自治人権推進課
事業No.129 <市職員への意識啓発>		
①所管課変更、②指標項目及び担当課変更		
①	総務課	総務課、自治人権推進課
②	調査実施回数／総務課	アンケート調査の実施／自治人権推進課
事業No.134 <男女平等参画推進センターの周知と機能の充実>		
①指標の追加		
①		年間来館者総数／38,000人以上／自治人権推進課
事業No.135 <効果的な情報発信の実施>		
①指標項目の変更		
①	施設内掲示の更新	男女平等参画推進センター内掲示の更新[指標No.38を再掲]
事業No.136 <登録団体への支援と協働>		
①指標項目の変更		
①	登録団体との情報交換	登録団体との情報交換、協働事業の開催[指標No.104を再掲]

[課題L 国・県・関係機関との連携]

	見直し前	見直し後
事業No.139 <情報の収集及び提供> ①事業の統合、②指標項目の変更		
	<p>策定時事業No.137 &lt;情報の収集及び提供&gt; 近隣の自治体と連携し、男女平等参画に関する情報交換などを積極的に行います。(所管課：自治人権推進課)</p>	<p>事業No.139 &lt;情報の収集及び提供&gt; 県をはじめ、近隣の自治体と連携し、男女平等参画に関する情報交換などを積極的に行い、よりよい男女平等参画施策につなげます。(所管課：自治人権推進課)</p>
①	<p>策定時事業No.138 &lt;県及び県内関連市との情報交換&gt; ちば男女共同参画行政担当者会議において、近隣市との連絡を密にし、よりよい男女平等参画施策につなげます。(所管課：自治人権推進課)</p>	
①	関連会議、研修会等への参加/年 2回以上	関連会議、研修会等への参加/年 5回以上
策定時事業No.138 <県及び県内関連市との情報交換> ①指標の削除		
①	ちば男女共同参画行政担当者会議の開催、出席/年 2回/自治人権推進課	(事業統合のため)